

○標準処理期間について

行政手続法第6条において、行政庁は申請者に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされています。

このため農地法に係る標準事務処理期間を以下のとおり設定いたしました。

記

関係法令		標準事務処理期間
農地法	第3条第1項	25日間
	第4条第1項	
	第5条第1項	

大田原市農業委員会